

浅野太左衛門家旧蔵『徒歌授受伝』『能楽余録』

解題と翻刻

大谷 節子

【解題】

浅野太左衛門家旧蔵（現在、京都観世会浅野文庫所蔵）資料の中から、『徒歌授受伝』全文と『能楽余録』の一部を翻刻する。『徒歌授受伝』の「徒歌」は、「すうたい」と訓ずる。江戸期の京都は謡を業とする家々が各々謡講を催す活況にあり、その門弟たちは畿内はいうに及ばず、地方に謡の弟子を持ち、日本各地に謡文化を広めていった。⁽¹⁾その中心になったのが、近代になって五軒家と総称された井上次郎右衛門家、林喜右衛門家、岩井七郎右衛門家、園久兵衛家、浅野太左衛門家の五家である。謡の家であった五家は、江戸中期に福王流から観世流

へと帰属していったが、当時の浅野家当主八代栄足よしたりは、門人の鸚鵡竹苞源春行（佐々木竹苞楼主人）にこの経緯をまとめさせ、春行没後の文政三年七月に自ら序文を付して『素謡世々之跡』を成した。

『素謡世々之跡』は、野々村戒三「京観世の由来」⁽²⁾に、「美濃判写本、紙数四十八枚」として紹介され、次いで全文が『未刊随筆百種』第十三（米山堂、一九二八年）に翻刻された。野々村氏によれば、⁽³⁾底本は斎藤香村が某所より借覧した写本であったという。その後、西野春雄氏によって『日本庶民文化史料集成』第三卷（三一書房刊）に収められた際には、野々村氏によるペン書き写本を昭和十四年に田中允氏が騰写したペン書き写本が底本として用いられている。解題によれば原本の所在・存否は不明であり、西野氏に伺ったところ、翻刻時に使用された転写本の写真版も現在は残されていない由である。『素謡世々之蹟』は、素謡の歴史を辿る際の重要な基本資料であるが、その資料性については検証が必要であり、個々の記述を裏付ける資料の発掘が望まれるところであった。

ここに紹介翻刻する二冊の内、『徒歌授受伝』仮綴一冊（図版1・2）は、識語の類を持たないが、浅野家伝来であることに加え、その内容から、『素謡世々之跡』作成の資料の一つと知られる一書である。『素謡世々之跡』⁽⁴⁾「表紙裏題簽横」には、

此書は、そのかみ徒歌といふ業の興来し事の実、⁽⁵⁾また世に授受の沿革たるよし、徒歌者流はいふに及ばず、凡て此業に志す徒衆トモガタの知では得あるまじき事どもを記たる書なり。徒歌授受の事実は凡て此書に尽たり⁽⁵⁾

とあり、『素謡世々之跡』が徒歌（素謡）の起りと授受の沿革を記すものであることが示されているが、『徒歌授受伝』の書名はこれを端的に冠している。野々村氏は、「徒歌授受伝」を「春行関係の遺著」の一つに挙げ、

『素謡世々之蹟』の「姉妹編」として、それに關して居る所を補ふもの⁽⁶⁾とする。しかし、『素謡世々之蹟』に佐々木春行が付した識語には、

総ては、我師家に伝へたる徒歌授受伝といふ書を以て本文となし、其余の事実におきては、世々の記録、また諸家の説を細注して微論し、欠たるを補ひ、はた異説あるをば論へり。徒歌原始授受の事實は、すべて此書に尽たり。

とあり、「師家」である浅野太左衛門家が伝えていた「徒歌授受伝といふ書」、則ち本書は『素謡世々之蹟』の依拠資料と見られるものである。本書は野々村氏の論考にその一部が引用されたことはあるが、全体の翻刻は未だなされていない。

今一書の『能楽余録』一冊は、その名が『素謡世々之蹟』冒頭の浅野栄足序文に、次のように見えるものである。

此書はしも、いにし年、能楽余録といふ書著すとて書きし中の、徒歌といふ業出来し始めのさだといへる一の条なるが、その条かきつゝるに、さる伝ごと記したる書、はたそれに附きたる書と云ふみら、何くれと集へ考するすに、其が中には、ことの混じなど有をも考正べく思ふが故に、それらの事繁き条をも、おつる事なく記もて行くに、思ふにも似ず紙の数いや増して、あだし条とは事の条ことなるやうなれば、此一条をばぬきでて、かく別書とはなせるになむ。

右によれば、『素謡世々之蹟』は、浅野栄足が記した『能楽余録』の中の一条「徒歌といふ業出来し始めのさだ」に相当するという。この『能楽余録』は浅野家旧蔵資料中の紺表紙楮紙袋綴一冊『能楽余録』全六十一丁がこれ

に該当しよう。本書の外題は、左肩白色外題箋に墨書で「能楽余論 完」の「論」を見せ消ちして、「能楽余録」とする(図3)。本文第二丁オの第一行目「能楽余録 附言」も、「能楽余論」の「論」を見せ消ちして「能楽余録」とする(図5)。但し、内題と、全丁に付された柱書の「能楽余論」に訂正は入っていない(図7)。なお、野々村氏は、『素謡世々之蹟』の序文に見えている「能楽余録」について、「稿本と浄書本との二通り、浅野家に現存して居る」(前掲論文)と記されているが、その記述は訂正を要する。浅野家旧蔵資料の中には、同じく内題を「能楽余録」とする別の一冊(外題『能楽余論』(図8))が存するが、ここに翻刻する『能楽余録』と該書は、必ずしも「稿本と浄書本」の関係ではない。『能楽余論』(外題)もまた訂正を多く含み(図9)、何より、野々村氏が浄書本とされたこの書には、『素謡世々之蹟』にいう「徒歌といふ業出来し始めのさだ」の一条はない。『能楽余論』(外題)は、本書の項目の一部を抜粋し、注釈を大幅に加筆したもので、未完である(図10)。

本書冒頭の「附言」(図5・6)は、「橘園主人源栄足」則ち浅野栄足が記した序文である。「付言」に続く本文にも「浅野栄足誌」とあり、本書は序、本文共に浅野栄足の自筆稿本である。内容は、以下の項目に分類されており、『素謡世々之蹟』にいう「徒歌といふ業出来し始めのさだ」は、「素謡出来し始めのさだ」に該当する。

能楽余論附言

能といふ業出来し始のさだ

能といふ名のよし

能楽張行の事 附田楽能芸の事

能楽舞台の事

素謡出来し始のさだ

能楽原始諸説のさだ

散楽の異説

歌舞名物同異抄の説

散楽といふ名のよし

能楽を猿楽と称はひが言なるよし

或人の書る独語といへる物にいへる説

なお、本書には栄足自身による多くの墨書訂正、付箋が加えられており、表紙見返しに張られた一紙(図4)では、右の項目の内、「能楽張行の事」は「能楽行ふ事のさた」に、「能楽舞台の事」は「舞台の故よし」に、「素謡出来し始のさだ」は「徒歌の式の出来そめしさた」に、「能楽原始諸説のさだ」は「能楽原始諸説の弁」に、「或人の書る独語といへる物にいへる説」は「春台独語を讀」に訂正されている。

この書における栄足の主張で注目されるのは、第一に「猿楽」の呼称への批判である。「能楽原始諸説のさだ」には、「雑劇の説は。荻生なながしが書る。奈留倍志といふ物にいへる説なり。そも此説は。今の一曲を見立ていへる物なれば誤なり」「よしや猿楽とも何ともいへ。そはむかしありけん優雜の戯わざにこそあれ。いはゆる能楽は吾皇国の能楽ぞかし」、「散楽といふ名のよし」には「これの能楽の総名を。古くより散楽としも称来しつれど。そは当らぬ名なりけり」「むかし能楽はじめて出来しころ。この能といふ名は。堂上の徒衆にのみ称呼せる事にて。世には此の能といふ名の聞えはたらねば。たゞ昔よりいひ馴す猿楽の名のあるまゝに。能の総名をも

俗人は猿樂と。かりそめにあだ名せしを。世々に唱へ来し物なるべし」と記す。そして「能樂を猿樂と稱はひが言なるよし」には、「今よりは。何にまれ物に記さんには。能樂とこそ記さめ。はた総名を称んにも。然となふべき也。こは強て事を好むにはあらず。元より然あるべき名にて。いはゆる秦曲などよばんよりは。俗にも目安く。はた今も昔にも。たがふまじくぞおもふ」と、「能樂」の稱を提唱しており、「徒歌」と共に「能樂」が榮足の創出語であつたことが窺われる。⁽⁷⁾

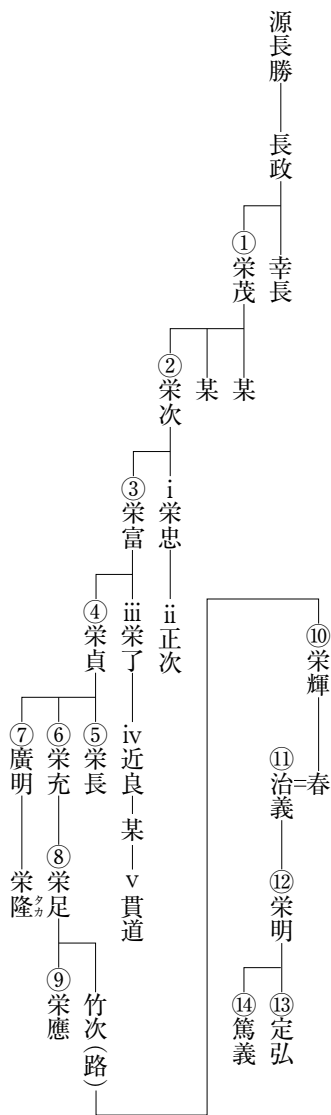
今一つ注目されるのは、謡曲が能に先行するという主張である。これについては、同じく謡を業とした岩井七郎右衛門家四代岩井直恒が宴曲に関心を示していたことが想起されるが、榮足は能以前に曲舞や今様宴曲が溯ることを以て、「もとは曲舞のみの謡曲なりしを、後に前後を制りそへて、全く今の一番の能とはなれりしなりけり」と述べ、「謡曲」の正統性、根元性を説いている。⁽⁸⁾

このように、本書は『素謡世々之蹟』『徒歌授受伝』に並んで、素謡史を知る基本資料であると共に、近世中期の文化史思想史の資料としても有用である。本稿では、この内「能樂余録附言」と「能といふ樂出来し始のさた」「能といふ名のよし」「徒歌の式の出来そめしきた」の本文のみを鰾刻し、残りの項目と自注については他日を期す。

なお、本書の加筆訂正の再現は煩雜を極めるため、訂正後の形を鰾刻した。句点濁点については、原本表記を踏襲したが、濁点表記がない加筆訂正部分については、私に濁点を付した。

次に参考として、浅野家蔵『家系図』『家譜』『浅野家年表』『浅野家日記家代々花押』をもとに作成した浅野家略系図を記す。

〔浅野太左衛門家系図〕



① 栄茂。浅野太左衛門尉源栄茂。初名政茂。童名太吉郎。剃髮シテ号橋園隆茂。天正六年二月十九日生。慶長二年一家創立。慶長十六年京五条坊門橋弁慶町へ移ス。万治二年十一月二十七日没。六條本国寺二葬。

② 栄次。太左衛門。童名三太郎。元和四年生。貞享元年剃髮、号宗茂、以来隠居。元禄十年八月朔日没。

③ 栄富。太左衛門。童名太藏。寛文六年生。享保十六年四月三日剃髮。宗富。号宥軒。寛保元年十一月九日没。

④ 栄貞。太左衛門。童名十太郎。若名利助。宗寿。宝永四年八月二日生。宝曆十一年八月九日没。

⑤ 榮^マ長^ス。太左衛門。童名国次郎。宗善。延享三年八月生。宝曆十三年八月九日没。

⑥ 榮^ミ充^ツ。太左衛門。童名幾四郎。宗真。宝曆二年九月生。天明八年十月五日没。

⑦ 廣^ヒ明^ロ。太左衛門。童名大吉。若名利助。文化二年四月二十一日没。享年五十二。

⑧ 榮^タ足^リ。太左衛門。童名常次郎。宗雲。天明二年八月八日生。天保五年七月十日没。

⑨ 榮^タ應^ガ。太左衛門。童名六造(蔵)。榮^ヨ弘^シ。榮^ヨ広^シ。宗圓。文政十年十月十八日生。安政六年正月四日没。

⑩ 榮^テ輝^ル。太左衛門。童名清次郎。榮應姉(吉見吉兵衛妻竹次)長男。常次郎。弘化三年五月十日生。明治

三十八年三月十八日没。

⑪ 治^ハ義^ル。山本藤九郎治道二男豹也。号豹斎。明治四年生。書画ヲ以テ家業トス。明治四年二月二十三日生。

昭和十九年三月十日没。

⑫ 榮^マ明^シ。童名忠太郎。家業再興ス。匡^マ宣^サ卜改ム。明治三十八年一月二十五日生。

⑬ 定^キ弘^ヒ。昭和十一年十一月一日生。

⑭ 篤^ア義^ツ。昭和二十二年三月十七日生。家職繼承。

i 榮忠。初代清左衛門。理兵衛。初榮清。法名宗榮日清。元禄十六年八月十二日没。大坂高津中寺町円妙寺葬。

ii 正次。清左衛門。初名榮成。享保十八年正月廿一日没。

iii 榮了。清左衛門。太助。宗庫。安永八年五月十六日没。

iv 近良。清左衛門。宗信。文化元年七月五日没。

v 貫道。清左衛門。幼名源太郎。

【翻刻】

『徒謡授受伝』

福王五代目福王茂兵衛盛親、後宗巴と号せし人は、観世左近忠親後黒雪齊暮閑と号せし人の甥也。福王家打続早世し、家名既に断絶せんとす。依之忠親^{盛ヨシ}を以て福王家の女を娶り福王家を相続す。元来盛親謡道に妙を得たり。盛親六十歳の時、隠居の願を立、息茂兵衛盛仍に家督相続させ、其身は剃髪し服部宗巴と改。服部氏は観世の本姓なれば也。京都江登り心俣に借宅住居せらる。宗巴父は、京都住服部栖元^{清シカ}と云人也。観世忠親は栖元の弟也。依之京都観世屋敷裏門は今出川通大宮西江入、元北小路町北側也。其東隣の家屋敷を栖元讓請、宗巴宗碩智清迄持伝へらる。尤観世屋敷地西の内也。宗巴是に住居可有処、町並糸商売勝手の家ユへ外々に住居せらる。將軍家光公御上洛の時、京中江御銀被下、町々に軒役に割付頂戴仕、元北小路町切請取の連名書、巻物に致、町の帳箱に有。尤其連名に茂兵衛左近と式名有之。宗巴上京の頃は京都におゐても素謳など流行せず、適々興行あつてもたゞ能の所作なき迄の謡方にて、謡道の本儀に叶はず。依之謳道の本儀を伝へ、専ら素謳の謳方を教へらるゝによつて、日々夜々に素謡流行し、今専ら風儀を慕ふ事、是全く宗巴中興開山といつべし。然に宗巴は寛文十三丑年五月廿二日に六十五歳にて病死せらる。爰に宗巴の高弟に高嶋屋、名字は竹村氏、甚左衛門といふ人有。全く謡道鍛錬なるによつて、宗巴死後多くは甚左衛門江相続す。爰におゐて宗巴追善として忌日二十二日を以て、延宝九酉年東山に於て月並に素謡の会興行す。是廿二日会の初り也。扨、宗巴息盛仍家督相続後、中年に至り病死せらる。実子なきによつて舎弟茂兵衛盛信家督相続せらる。後、剃髪して服部宗碩と号す。然れ

共、多病故、養子茂右衛門盛有に家督相続させ、其身は元禄六西年三十四歳にて京都江隠居し、是又心俣に借宅住居せらる。時に廿二日会见聞有に、甚左衛門鍛錬の俣我意を出し、時の面白き事のみ専らとするの謂あり。宗碩甚心よからず甚左衛門江度々異見を加へらる、といへ共、用ひざるによつて、甚左衛門を勘当せらる。其時宗碩門人江申さる、は、宗巴死後多くは甚左衛門江相続せる事なれば、甚左衛門江付なり共心任せにすべし。尤手前江付候者は、此連判状に名前書付印形すべしと、連判状を認めらる。其序文に曰く

一札之事

一、竹村甚左衛門段々不届御座候二付、此度勘当被遊候儀、御尤千万奉存候。然上は、甚左衛門儀は不及申、甚左衛門に相隨申弟子共二一切参会仕申間敷候。弥以門弟中申合諸事御指図堅相守可申候。仍如件。

元禄七甲戌年七月

福王茂兵衛様

同 茂衛門様

連判状に名前を書、印形致す者、五十八人なり。甚左衛門江隨候者は井上次郎右衛門、林喜右衛門、岩井七郎右衛門、此三人なり。尤も廿二日会は宗碩亡夫の追善なれば、寺町四条の道場金蓮寺にて月次会を勤らる。後、東山双林寺林阿弥江移す。其後甚左衛門は重病を受、末期に臨むで勘当容赦の挨拶を北野御前通普門寺和尚に憑む。尤右和尚は宗碩帰依之間によつて也。和尚挨拶に依て勘当をゆるさる。其時、甚左衛門代筆として甚左衛門息孫之進より宗碩江の一札、左之通、

一札之事

一、拙者儀、永々蒙御勘当罷有候処、此度以普門寺様御詫奉申上候所、御聞届被遊、御免被成下候段、忝奉存候。然上者、向後於芸一道我假ニ仕間敷候。御父子様御事御家之謠、一切陰沙汰仕間敷候。尤御門弟中共無隔諸事可申合候事。

一、忝孫之進儀、織部様江被仰達御引廻し被遊可被下之旨、難有奉存候。弥御取持奉頼候。此上は無二心御家之儀大切ニ仕、諸事為背御指図申間敷事。

一、拙者弟子之内、已前貴公様御弟子ニ仕候分、此度相改弥御弟子ニ罷成候様、可申付候。就中嶋名太右衛門、田宮新左衛門兩人之儀は先年依為浅野太左衛門弟子、彼方江返シ可申事、右条々親甚右衛門自筆ニ書認、判形仕、進上可申処、病氣大切十死一生之体ニ罷有候間、為甚左衛門名代、私判形仕差上候。尤於私甚左衛門所存之通、毛頭違背仕間敷候。若右条々之趣、少も相背候ハ、父子共可蒙日本国中之神祇并氏神之御罰候。仍如件。

元禄十一戊寅年正月十六日 竹村孫之進判

福王茂兵衛様

孫之進宅に舞台を建、稽古能等を勤む。同音は右、井上、林、岩井等に謡はしむ。其仕癖によつて、今以京都にて觀世流の能には、右三人出勤す。爰に其比觀世太夫の隠居に、十郎左衛門、後剃髮名周雪と号せし人有。芸術には達しけれ共、生得氣随成人にて、公儀の勤をきらひ、子息分織部太夫治章、法名玄用と云に家督を譲り、京都江登り、觀世屋敷に住居せらる。治章ヨリ宗碩江、十郎左衛門後見并觀世方門弟、又は京都の諸用向の世話を頼まる、故に、觀世屋敷内隠居建の所江、宗碩夫婦共に引移らる。十郎左衛門は稽古能、又は觀世能等勤らる。

同音は宗碩の門弟出勤する。十郎左衛門老年に至り、江戸江帰り剃髪し、周雪と改、其後病死せらる。其比左之一札有。

一札

一、私共儀、貴公様御弟子に御座候処、十郎左衛門様、去年十月御立前、何も御弟子分之連判仕候様にと被仰付候に付、其節貴公様江御届申上候処、聞召被分候に付、何も連判致差上申候。然共、何も心底神以御如在仕候儀、無御座候。左様思召可被下候。為其如件。

宝永五戊子年十一月

中村六右衛門

岩井七郎右衛門

林喜右衛門

嶋名太右衛門

井上次郎右衛門

吉田七右衛門

福王茂兵衛様

宗碩は享保六丑年四月廿七日、六十弍歳にて病死せらる。宗碩室おそめ、後智清と号せし人は、生国は河州の人、同国顕照寺と云西本願寺御連枝の寺に勤居られしが、觀世家江縁ある人故、宗碩室なきをもつて京都にて宗碩未茂兵衛といひし時、茂兵衛江嫁せらる。宗碩死後、剃髪して智清と号す。宗碩死後、江戸両家の門弟并諸用

向の世話致さる。享保十五戊辰、上京大火観世屋鋪も不殘類焼す。当時入用無之故、表門斗建、地面は其俣也。智清は栖元より段々讓請の地面に普請し住居せらる。老年に至り観世家諸用向を辞し、片山伝七とて観世流太夫有之に勤させらる。此伝七父は、片山九郎右衛門とて観世流太夫成しが、伝七幼年の時病死す。其頃布袋屋、名字は阿佐氏、太左衛門とて、観世流太夫方慰にせられけるが、観世屋鋪焼失已前、観世屋鋪にて座敷能度々興行せらる。伝七、幼名庄之助と申せし時、右太左衛門に習ひ、右之座敷能にも出勤す。十五六才之時、江戸江下り、治章息清親に習ひ、廿六七才之時、京都江登り太夫方を勤め、後、九郎右衛門と改。扱、智清は宝曆九卯年十月廿九日八十四才にて病死せらる。福王家より隠居する人もなく、当時入用無之故、宅は引払ひ地面は観世家江返弁す。元北小路町より当観世元章江片山九郎右衛門を以て申さる、は、表側に候得ば、建家無之ては不叶。尤類焼已前のごとく、町並の普請ならでは不相成。併当時観世家より普請の世話も難被成俣、町中より普請可致、今年より十二年の間、地代無料にて町中江借り請可申。其後は又々御相对次第に可致と也。元章より如何様共との返答故、町中より町並の建家とせらる。北小路町年寄は菱屋、名字は中川氏正有とて福王家門弟にて八十余才成しが、我等極老にて十二年の相对は可笑の一と被申しが、無程一兩年の内に病死せらる。扱智清死去の翌年、福王家より廿二日会双林寺にて相勤むる事無用之旨申来る。其趣は観世元章被申は、月並に出会杯に相勤る事は惣躰無用之事也。右の趣の旨、廿二日連中は双林寺に候はゞ、可相勤。外々に候はゞ、出勤致間敷旨に付、会相休む。宗巴死去より智清死去迄八十七年に成。二十二日会、初りより宝曆十辰年迄八十年にして、先は会退転。或人難じて曰、

観世流謡板行の諸本を見るに、謡はれざる章付数多あり。印刻もする程の事なるに、不吟味の事とやいはん。先

は初心の輩の為なるに誦はれる様に章付板行致たき物也。

説て曰、

按ずるに、最初印刻するの時、能書を撰むで板下を書しむ。手本とする事、本の章一字くにはなくして

、ニ、コ、リ、ス、

か様の章斗也。彼能書の謡は不案内なり。残りの章は如何せんと問。其余の章は不残真直に可付と。此故に今の姿と見ゆ。又改むる事、其利あるに似たれ共、先年山本長兵衛入道了泉と申者、江府江下り、觀世織部太夫清親江願ふて曰、外百番之内に四五番當時用ひられ候とは、甚相違ある間、板行改度と申。清親の曰、其四五番に限、相違を知度と思ふ者は師家江たよりを以て師家の者業とするの基と成也。本さへ求むれば相違をしるとする事、甚宜しからざる儀と答へらる。尤感ずるにたへざり。此清親は、當時謡の文句章付に不殘改印刻致させられたる左近太夫元章の父也。

『能楽余録』

能楽余論附言

こは前に神歌考を物せしをりに。思ひえたる事ども。何くれと記しもてゆけば、つひに此の一卷とはなりぬ。凡て能楽の徒衆の。後の考のはしとも成なん事をおもひて。おのが見聞しかぎり記出で。ことごとくは是を弁へしるせり。さるが故に。いはまほしき限りは。事長きをもいとふ事なく。心のゆく限りしるせるが故に。いとくだ

くしき條おほかりなん。はた昔これの業に附たる説といふ説は。おほかたよそ人の手に出し物にしあれば。かにかくに意えたがひて。説ひがめたる事らもあるを。かへりて此業にたづさはりを人。夫らの説をよしともあしとも思ひ定めで。さる事もやとのみ。おほらかに思ひてある故に。いよ、妄説のみ弥まして。後にいたりては。いづらよしともあしとも分がたくなん成にたる。たとほ。律呂の事をいふに。学士はその理は論らへども。音律の事にくはしからず。はた楽官は音律はしれ、ども。そが義を曉らざるが如し。しかすがに今論らふ条々は。たゞそがまどひを説まくほりするまでのしわざにて。強て人を驚かさんとはあらず。そはよりもやらずも各がまにくなん。はた此ノ外に思ひ漏せし事ら。尚有べきを。おのれは家の業に忙しくて。さのみはえ穿鑿をらずなん。後に思ひえし事らは。またく物の序に記しもすべきぞかし。

橘園主人源栄足

能楽余論

浅野栄足誌

○能といふ楽出来し始のさだ

能楽の優技は。御圓融天皇の御時。結崎治部。秦清次ぬしとき出来初て。そがうまご。左衛門ノ大夫。秦元清ぬしの時に至りて。ますく備はり。全くなれる物にぞ有ける。其のち秦宿祢元重の時に至りて。此業いよ、昌に興りて。今に伝へ来し事。すべて四百余年の年次をなん歴たる。さて初より今の能楽あるにあらず。其はじめ出来しは謡曲にて。其はもと大内の今様宴曲を元として制る物にして。そのかみ是を曲舞と名づけ。正声直音を用ひ三分損益の法を以て。節族をほどこし。一曲一乙せし物にぞ有ける。かくはじめは。たゞ一曲一乙まで

の物なりしを。後にふたゝび前後を制りそへて。今の如き一番の謡曲となし。さて能といふ樂は出来しなりけり。是謡歌曲舞の一変せる物ぞ有ける。能優須知ニ云ク。觀阿弥までは一曲一乙ばかりにて。一座の能はなかりけり。その頃の物まねといふは。譬ば蓬萊山には千年経る。万歳千秋かさなれり。松の枝には鶴巢くう。岩の上には亀あそぶ。云々。或は又。千世に弥千世をさゝれ石の。祝ふこゝろは万歳樂。とうたひ。一しほりの舞まうて。東路のちゞぶの山の松の葉の。ちよの影そふ若緑かな。云々。かやうの類ひ。また或は座舖の興。その貴人の。一段興ある事をとりにて。朗詠の詩歌などを備へて。一乙舞ひける也。こゝに元清。応永二十一年。二月十七日より。七十五日が間。初瀬寺に参籠し。五法三道府破急の工夫をこらし。此時ふたゝび。六十六番の能をぞ。制り出されける。六十六番は。六十六ヶ国をかたどれり。故に数の能とは。六十六番に極れり。

さて正名闕言に。今の能といふ樂は。全く元清ぬしの時に出来そめしやうにいへるは誤也。既に高祖清次大人の時に能樂の存し事は。応永十三年五月十五日に。清次ノ大人。よはひ五十二にて。身まかり給ひしが。同じ月の四日。駿河国浅間にて。法樂の能ありしが。其日の能。殊に聲華にして。貴賤一同に褒美せしよし。また正名闕言ニ云。宮妓之説ニ曰。秦氏世以祝官居和州。蓄養數巫。兼習妓舞。及元清時。代以大夫。擬以宴曲。是故今称秘曲。皆不_レ在_二鉅公事_一而。多在_二古娼_一。蓋珍_二其古_一也。古昔妓舞。鼓吹之態。今猶存焉。古之宴曲。凡一百六十有一。今之秦曲。亦一百六十有一。以_レ是証_レ之。則其原始可_二以知_一已。云々。またいはく。按初秦氏摹_レ写スル時ハ宴曲。則曲舞。是乃題目。云々。その題目といふは。物定りてのち。その名を何と負せたるをいふ事にて。いはゆる外題などいふ物なり。又云。且曲舞。有_二起居_一二名。吾見_二起而舞_一焉。未_レ見_二居而舞_一焉。斯知此是舞者非_二手舞足踏_一也。所謂前後ハ。後人追補。其徴此一矣。又云凡曲舞題目

也。貞幹也。曲辞節奏。麗而雅。奇而妙。寔宴曲之遺趾。巧妙之所鍾也。云々。といへるは。うべにぞ有ける⁽¹²⁾。されば曲舞は。宴曲の法の。遺れる物にて。その節奏の度の。甚も奇しく妙なる事。まことに巧妙のあつまる所にして。更にく後人の及もたえたる事にぞ有ける。あはれ宴曲。すでに絶てより以来。その遺趾。かつくなるが。つひに婦人の業に落。もし秦の大人あらざらましかば。誰やら人がよくこれを極まし。勤しきかも。ともしきかも。もろこしの古へ。詩三千余篇なりしを。孔子の時。刪略して。そが中。二千七百余を捨。わづか三百余篇をとりて。礼義に施せりと云も。なにがしが。悪行によりて。楽経も烟となり。詠吟舞踏の伝授もたえ。はた節奏なども。尽く亡びうせて。全くは残らずといへり。然るに元弘の乱より。元和の頃までも。天下の人。兵革の中に生まれ。兵革の中に死して。天亡せし者迄も治世を過したるはなしといへり。はた南朝北朝と分れてより以来。元和のころほひまでも。天下全くは。統せざりし世なるに。幾百年を経歴して。今の御世に至るまで。またく式正もほろびず。正声直音の伝への亡はれざるは甚もめでたく。まことに愛べき事にて奇き神の靈の妙なる恩頼によれる物にぞ有ける。されば今に至りても。朝家の祝儀慶賀に奏る事。殊に勝れて。名分の正しき物にぞ有ける。うべたふとみ。あふがざらめやは。正名闕言云。今之一曲。條理不レ貫。又演場拘欄。漸起^三礼磧^一。因知曲舞。則貞幹也。嚆矢也。前後事実。係^三于後人追補^一也。品彙是正。徵證昭晰鳴。云々。といへるを見べし。さればもとは。曲舞のみの謡曲なりしを。後に前後を制りそへて。全く今の一^レ能とはなれりしなりけり。すべて一曲の三段にをれて。條理のとほらざるは。これが故にぞ有ける。

○能といふ名のよし

能ノ字は。賢能也。工善など註して。字義は。もと舞踏するやうの事をいふには。字義うとし。されども俗には。古くより藝事ワザゴトなどにも。用ひ来れるなり。同異抄云。抑能といふは。この歌舞。授受心法の名目なれば。楽工の家のみにして。称呼するの号なり。云々。問答鈔云。楽工の家にて能と称呼仕候は。努仮借の形容に力を用ひ。物まねを所詮と仕候義。毛頭無^{オモテガタ}御座一候。譬バ天鼓。邯鄲に。髭鬚シシユをも作らず。鶴。殺生石に。猿狐サルキツネの面形をも著不^{オモテガタ}レ仕。善界。車僧に。羽翼を付ず。長鼻の面形をも不^{オモテガタ}レ用。芭蕉。楊貴妃の諷に唐音をも不^{オモテガタ}レ用候を御覽候ても。物まね所詮にて無^{オモテガタ}御座一義は。御得心可^{オモテガタ}レ有^{オモテガタ}御座一候。是則正楽より今様出。今様より散楽サルガク出候。本末の風体。其実は。皆正直セイナチヨクの声音容儀を。伝受大事と仕候事にて御座候。木の根本より中心通り。朶條末々まで。中心の木筋通り。竹の中心。空虚なる。細枝の端。微少の所まで。空心通り申候が如く。今様にも散楽にも。正歌セイカ正舞セイブの本意。貫通仕候伝受が大事にて御座候。依之。俳優ワガワキとも。物まねとも。狂言とも不^{オモテガタ}レ申。正楽の真伝御座候を。能と申候。云々。といへり。また能優須知云。されば後花園院御勅宣にも。内典外典。諸能万芸。一通りよく極ても。又もる、所あり。此能は。天地の間に具足せる。萬物諸道の肝実。ひとつとして。もる、事なく。悉く皆これ。人の師也と御感ありける也。逆徒を退治し。国家をしめす吉例の舞なれば。則是を能と号す。能則善なり。善則能也。故に藝にはあらず。能ノ頂上と。是を号す。云々。と見えたり。

おほくは東山殿の時代トキヨに制りし能多ければ。その代の時勢テマリの然らしむるところ成べし。もとも夫より。前に出来し能もあなれど。そのかみ応仁の乱レばかり。天下すべての物ごと。亡び失し事は。むかし今き、もしらぬ。浅ましき世の乱にぞ有ける。その世しも。今の大御世の如き時代ならましかば。謡の文語も。何にうるはしく。めでたからましを。其ころの時風テマリにては。是ばかりの事も。甚めづらかにこそは有けれ。

觀世十五代元章ノ大人は。傑出の大人にて。一己の精力を以て。おほくの謡の誤をしも。ひろく考へ。正し改めたまひしは。まことにかたき大業にて。そが功。いとものも多なりけり。然るに元章大人。身まかり給ひし後。此を用ゆる事止にしは。甚々ほいなき事にぞある。時のゆけらぬ事は。せんすべもなき事也けり。何の事も。時の勢ひといふ物によるぞ。いとあやしき。

○徒歌出来し始のさだ

今の世に。徒歌とて。人みなのもてはやす事は。やうやく百四十年あまり。こなたの事也けり。其はじめは。觀世九代。左近ノ大夫。忠親ノ大人の弟に。服部の栖元といふ人いましき。そが息盛親なる人は。福王氏。五代の嗣となりまして。末正を業としましき。

爰に盛親ぬし。かねて隱居の望まして。よはひ五十といふころ。東の太城の御元へ。そがあらまし聞えあげ。乞のみ奉りおはし、に。かしこくも御免をかふむり。録を世々にし。そが息盛仍ぬしにたび給ひければ。盛親ぬしは。かたの如く望かなひてし御よろこびを聞えあげ。やがて京になん住たまひける。時は寛文八年の事にぞ有ける。

夫より名をも服部宗巴とあらためつきぬ。宗巴本より謡曲のわざにあやしく妙なりければ。あらたに徒歌といふ事を。うたひそめられけり。其ころまでは。今の如く。謡一番ながらを徒歌にうたふ事はなくて。そはたゞ能囃子にうたふのみに事にて有けるを。宗巴ぬしの時に至りて天下の謡曲一変して再び新たなるが如し。すべて此業の皇国に。いゆき渡らぬ限もなく。行はるる事と成にしは。おほむね是ぞ始には有ける。さればこれの業。年

月いやましに。人皆もてはやしつゝ。今もそがあとを学ナラふ事は。全く宗巴ぬしの。たまものにぞ有ける。まことにそがいさを多サハなるかも。いま国々に徒歌をもて。業ナリの基モトキとせる徒衆トモガラ。みな宗巴ぬしの靈ミタマの恩オンによれる物にしあなれば。宣ウベもたふとみ仰ミタマがざらめやは。

然に宗巴ぬしは。延宝元年。五月廿二日といふに。身まかりたまひぬ。爰に竹村甚左衛門定勝といふ者ありけり。はじめ吉村七右衛門といふ者に。謡曲はならひて。岸喜大夫が助声となりて。小川庄右衛門徳之と。ともに紀伊侯の。御扶持たまはりしが。致仕してのちは。服部ノ宗巴ぬしの弟子フシハコとなりて。徒歌を以て家の業ナリとしけり。そのかみ世に時めけり。爰に天和元年。正月廿二日東山双林寺。林阿弥といふ寺院にして。徒歌の会を設く。名づけて。服部ノ宗巴ぬしの。追薦ツイセンといふ。すべて世に徒歌の出会といふ事は。これが始になん有ける。かくて定勝が名。弥ますく高く盛なりにけらし。(中略)⁽¹³⁾そが中には。まけじ魂の人もありて。其ころ宗巴ぬしの子に茂兵衛盛信と言あるを。しひて隠居せさせ。前の宗巴ぬしの跡を継て。かたの如くもはら勤つゝ、これの業再び世に盛なりけり。然るに定勝は。己が伎ワザに誇り。所につけて。吾はと思ひあがり。己がこゝろにまかせて。かにかく時の興あらん事のみを。全モトらとはしたりけり。かやうの事にてぞ。上ウべは甚イよき中の。さすがに盛信ぬしとは間まありける。されば盛信ぬし。是らのふさはしからぬ事ら。よりく定勝にいさめられしかども。定勝はかねて盛信とは。中らひよからざれば。とみにも承引ずて有けるを。盛信いたくいきどほりを発して。つひに定勝を。勘事せられける社すなけれ。これ元禄七年。七月のことにぞ有ける。

かくて盛信ぬし。元禄十年は。故宗巴ぬしの廿五回諱なれば。そが徒衆を集へて。五月廿二日。洛北報恩寺にて。追薦の徒歌をつとむ。また同年八月廿二日。京極金蓮寺慶松庵にて。徒歌会スウタヒを張行す。さても定勝は。勘事

せられてより。何しか四年ばかりの年次を経て。元禄十年の秋の頃より。病にふし。その年も暮て。おなじく十一年の春。正月ばかり。病いよ、おもりかなりければ。とかくの事ども。思ひめぐらしつゝ、いにし怠りをもおも出て。盛信に今迄の勘事許されんが為に。北野のほとりなる。普門寺といふ寺の主僧をして。其よし盛信の許へ。今までの勘事ゆるされん事を。願ふよしを。ひたすら頼わたりぬ。主僧。盛信もまみえ。彼があやまちを悔るおもむきを宣られければ。盛信。もだしがたき筋なれば。今はとて勘事。おもひゆるされけり。さてのち勘事ゆるされて。盛信へ。定勝より。三條の怠状をぞさ、げける。時は元禄十一年。正月十六日の事になん有ける。かくて定勝は。おなじ月の十九日といふに。遂に身まかりぬ。其後盛信。元禄十六年正月。東山双林寺。林阿弥に会を移し。是より月ごと闕る事なかりき。此に正徳二年。二月廿三日竹村孫之進益純。上皇仙洞にて。徒歌また仕舞。囃子を奏りぬ。おなじく五年。三月十二日。仙洞上皇。服部宗碩に仰ごとありて。関寺小町の徒歌をめし聞せ給ふ。これら昔にも聞ざりし誉れなり。そのかみ人皆めでとよみぬ¹⁴。然るに孫之進益純は。享保五年。二月五日。病して終に身まかりぬ。

さて翌年の四月廿七日といふに。宗碩も。身まかれぬるぞあえなき。いにし寛文八年。宗巴ぬし隠居せられてより。宗碩身まかれぬるまでは。五十四年の春秋をなん経たる。宗巴ぬし世になくなり今百年の後といへど。これの業の。いよ、ますく昌に伝へ来ぬる事は。またく宗巴ぬしの頼恩のちはへましたまふ。物にやあらんと。甚たふとくなん。世の徒歌の業を勤みをる徒衆うべ疎にな思ひそよ。

〔付記〕浅野太左衛門家に伝えられてきた資料一括は、二〇一二年浅野家より公益社団法人京都観世会に寄贈

され、京都観世会浅野文庫と名付けられた。浅野篤義氏と京都観世会のご英断に敬意を表したい。文庫調査にあたっては、片山九郎右衛門氏、河村晴久氏、ならびに京都観世会のご高配を得た。記して感謝申し上げる。なお、校正中、『観世』昭和七年九月号から昭和八年十二月号にかけての連載に、三品頼直氏による翻刻「能楽餘録」があるのを知った。これは本稿で『能楽余録(外題)』と呼んでいる別本の翻刻である。両本の関係については本稿でも少し触れたが、詳しくは稿を改めたい。

注

- (1) 拙稿「素謡京観世統貂——井上次郎右衛門家を中心に——」(『神女大國文』十号、一九九九年)。
- (2) 『大観世』一九二五年三月〜一九二六年四月(『能楽古今記』春陽堂、一九三一年収録)。
- (3) 野々村戒三「素謡世々の跡」と其の著者(『近畿能楽記』大岡山書店、一九三三年)。
- (4) 注③前掲論文
- (5) 『素謡世々之蹟』(『庶民文化史料集成』第三卷、三一書房)。
- (6) 注③前掲論文
- (7) 滝沢解(曲亭馬琴)に『能楽考』(文化十三年)がある(拙稿「能楽の呼称」(京都観世会発行『能』三八七号、一九九〇年八月)が、本書は成立年不明ながら、文化十五年の佐々木春行識語の『素謡世々之蹟』に遡ることからも、能楽の呼称は浅野栄足が提唱したものだと思われる。但し、「能楽」の呼称が能と狂言を総括する名称として通用するようになったのは、『講座 能・狂言』第一卷「能の歴史」が指摘するように、岩倉具視の意を受けて明治十四年に能楽社が結成された頃にまで下る。なお、「能楽社設立之手続」に「前田齊泰ノ意見ニテ、猿楽ノ名称字

面穩当ナラザルヲ以テ能楽ト収稱シ、因リテ能楽社ト名付」とあり、前田齊泰（加賀藩十三代藩主）の撰になる『能楽記』（明治十四年、金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵）に「今定曰能楽」と記されることなど、能楽の語の流通における前田齊泰の尽力については、西村聡氏執筆の「金沢能楽会の百年」（『金沢能楽会百年の歩み 下』金沢能楽会発行、二〇〇一年）に詳しい。

(8) 『能楽余論』（外題）では、「今の能楽の本の根ざしは曲舞にて、いはゆる謡曲なり」と表現される。

(9) 欄外に榮足筆にて、○「おのれ榮足、家の業として此の流を汲をとはいへども、いと末が末とある生徒トモガラにして、かくやうの書著アラスはさむは、誠におおけなく汗あまる心ちすなれど、道の為には何らの事をも得思イオンはで勤むなりけり。」とある。

(10) 以下数行分「旧記に見えたり。かくの如はやくより今の能は出来にけれど、幾ほどもなく清次のうし身まかり給ひしかば、おほかたは二代元清大人の手に出し能多かりけり。また」が、修正の上、最終的に削除。

(11) 割注に「秦曲は能楽をいふ。此事。既に神歌考にいへり」。

(12) 割注に「元章ノ大人曰。今此類を蘭曲といふ。抑蘭曲、優曲、閑曲といふは。至れる上に此三の姿ある事にて。うたふ人を外より称美せる詞なり。然るを俗に蘭曲をうたはんなどいふ事。あるべからず。故に独吟の曲と題せり。云々」。

(13) 墨減等によって判読困難。図版7参照。

(14) 割注に「翌年今年改元。七月十一日。觀世十三代織部滋章大人。身まかりたまひぬ。然に孫之進は。此大人の忌日。十一日を以て。徒歌の会日とさだめ。月ごと鬨る事なし。是より宗碩。孫之進。二ツの瓜の如くにして。徒歌の業ますく世に昌也しなり。

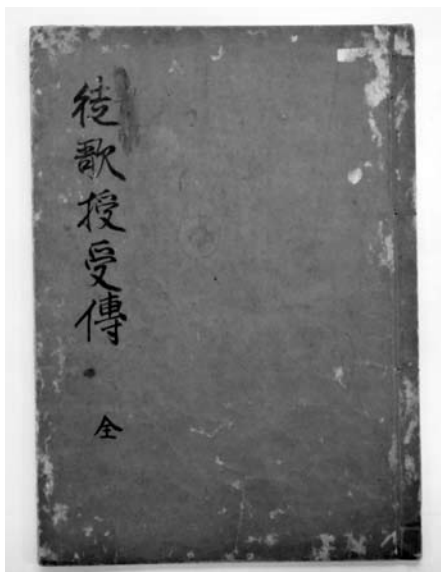


図1



図2

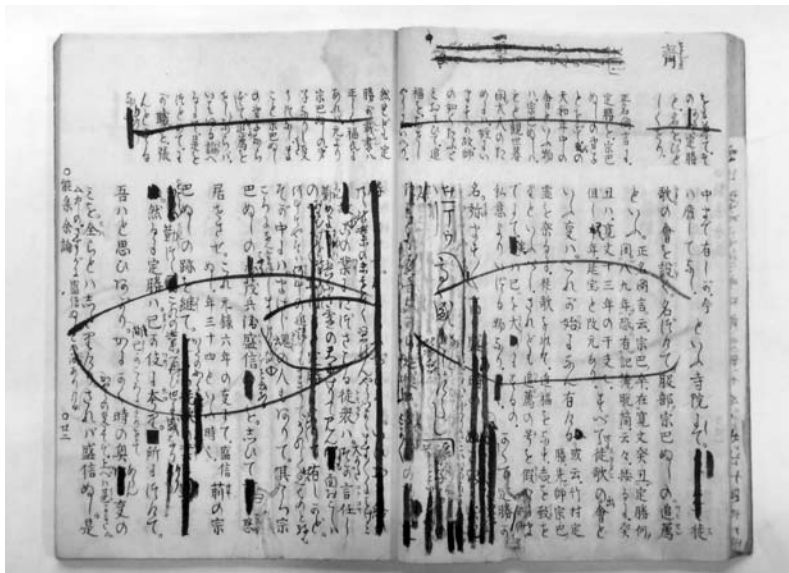


図7

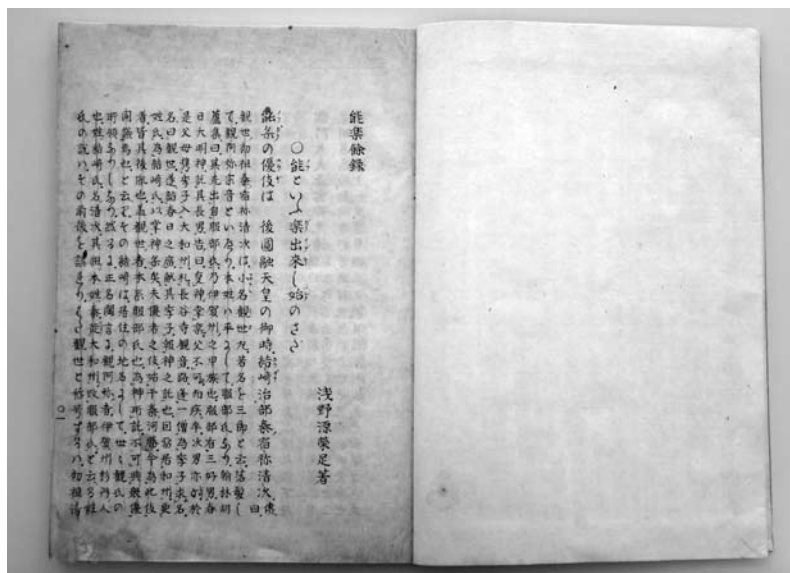


図8

